

Q&A

1. 公務災害 4

- 1 工作中的ケガは全て公務災害になりますか。
- 2 公務災害とならない「偶発的な事故」とはどのようなものですか。
(工作中的ケガは、全て「偶発的な事故」ではありませんか。)
- 3 小さなケガでも公務災害になりますか。
- 4 自分の不注意でケガをしましたが、公務災害になりますか。
- 5 工作中に心臓発作（脳卒中）を起こしましたが、公務災害になりますか。
- 6 仕事（職場）が原因でうつ病になりましたが、公務災害になりますか。
- 7 長時間勤務等の過重労働は、公務災害になりますか。
- 8 職場でのいじめやパワハラ等は、公務災害になりますか。
- 9 公務災害に認定されたということは、地方公共団体に過失（違法）があったということですか。
- 10 公務災害と認定されなかったら、工作中的事故と認められなかったということですか。

2. 通勤災害 7

- 1 通勤途中の事故は、全て通勤災害になるのではありませんか。
- 2 いつもと違う道（通勤届と違う道）を通っていて事故にあったらどうなりますか。
- 3 普段バスで通勤していますが、自動車通勤していて事故を起こしたらどうなりますか。
- 4 通勤の途中で用事をしたらどうなりますか。

3. 認定請求 8

- 1 工作中にケガをしたら、必ず公務災害の認定を請求しないといけませんか。
- 2 公務災害が発生したら、自動的に基金の補償を受けることができますか。
(保険証から切り替わりますか。)
- 3 ケガ（病気）をしてから大分日数がたちましたが、認定請求できますか。
- 4 認定の請求書は基金の窓口に出すのですか。
(職場を経由しないといけませんか。)

- 5 職場（任命権者）としては、公務災害かどうか判断がつきませんが、どうしたらいいですか。
- 6 基金に認定請求したら、すぐ治療費を払ってくれますか。
- 7 請求後どれくらいで認定になりますか。
- 8 公務災害（通勤災害）の認定を受けたら、その後どうしたらいいですか。
- 9 認定のために色々な書類を整えなければならないのはなぜですか。
(組合員証を使えば必要ないのに。)

4. 補償 1 1

- 1 公務災害（通勤災害）の認定を受けたら、医療費以外に慰謝料や見舞金も出ますか。
- 2 公務災害（通勤災害）の認定を受けたら、どんなケガや病気も治療してくれますか。
- 3 公務災害（通勤災害）と認定されなかったら、治療費は全額自己負担になりますか。
- 4 公務災害（通勤災害）と認定されたら、健康保険証（共済組合員証）を使うよりも良い治療が受けられますか。
- 5 病院が変わったらどうしたらいいですか。
- 6 完全に元通りになるまで治療を受けることができますか。

5. 第三者加害事案 1 3

- 1 (1)基金から治療費を払ってもら（補償を受ける）ので、その分は事故の相手方（加害者）に請求しなくてもいいですか。
(2)生徒から暴力を受けましたが、生徒（の親）には請求してほしくありません。
- 2 相手（第三者）との間に立って示談を進めてくれませんか。
- 3 事故の相手方（当事者）をなぜ「第三者」というのですか。

6. 審査請求 1 4

- 1 認定結果が公務外（通勤非該当）で納得がいきません。
- 2 審査請求などせずに、すぐに裁判をしたいのですが。

7. その他 14

- 1 公務（通勤）災害で仕事を休んだ場合の休暇はどうなりますか。
- 2 公務災害が発生した地方公共団体には、どのような指導をしているのですか。
- 3 非常勤の職員（会計年度任用職員）は補償の対象になりますか。

1. 公務災害

1 仕事中のケガは全て公務災害になりますか。

補償の対象となる公務災害は、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな災害」であることが必要です。

仕事中のケガであっても、公務自体に災害を発生させるような危険が内在していない場合や、特に災害を発生させるような出来事が外面的に認められない場合は、公務起因性が認められないため公務上の災害とはなりません。

- ・災害性（通常の動作とは異なる動作による急激な力の作用など）が認められない場合
- ・公務と関連性がない偶発的な事故に遭遇した場合
- ・私的怨恨による場合
- ・恣意的行為、私的行為又は業務逸脱行為による場合 など

2 公務災害とならない「偶発的な事故」とはどのようなものですか。
(仕事中のケガは、全て「偶発的な事故」ではありませんか。)

職務遂行中のアクシデント（激突、転倒、接触など）は、被災職員本人が意図したものではありませんので、辞書的な意味では「偶発的」と言えますが、公務災害の認定においては、公務との間に相当因果関係がある、つまり、「そのような業務に従事していれば、この災害が発生する危険があったであろうと経験則上認められる」ものであるかどうかで判断します。

公務と関連性のない事故がたまたま公務中に発生した場合は、公務との間に相当因果関係がありませんので、公務災害にはなりません。（ここでいう「偶発的な事故」になります。）

例えば、道路に面して建っている事務所に、自動車が突っ込んできた場合は、「公務に内在する危険が現実化した」ものと言えます。一方で（極端な例ですが）、隕石が落下してきたような場合は「偶発的な事故」となります。

3 小さなケガでも公務災害になりますか。

補償の対象となる公務災害かどうかは、公務遂行性と公務起因性の有無によって判断されますので、ケガの程度は関係ありません。

なお、医師の治療を受けずに、市販の薬で手当てをしたような場合は、補償の対象にはなりません。

4 自分の不注意でケガをしましたが、公務災害になりますか。

不注意であっても、公務とケガの間に相当因果関係（公務に内在している危険が現実化したものであること）が認められれば、公務災害になります。

5 仕事中に心臓発作（脳卒中）を起こしましたが、公務災害になりますか。

心疾患や脳血管疾患は、高血圧や動脈硬化等の基礎的な病態（血管病変等）が、加齢や一般生活等における諸々の要因（危険因子）によって増悪し、発症にいたる場合がほとんどで、家庭でも職場でも、どこでいつ発生するか分かりません。

心疾患や脳血管疾患の発症に当たって「公務が相対的に有力な原因である」と判断される場合には、公務との相当因果関係が認められ、補償の対象となる公務災害となります。

具体的には、業務に関連して「異常な出来事」や「突発的事態」に遭遇したことや、日常の業務に比べて「質的又は量的に過重な職務に従事した」ことなど、公務による精神的・肉体的な負荷が、血管病変等を、自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、発症させたと医学的に認められることが必要です。

（ → 手引 50 ページ）

6 仕事（職場）が原因でうつ病になりましたが、公務災害になりますか。

精神疾患の発症には、「業務による精神的又は肉体的負荷」のほかに、家庭問題、金銭

関係等の「業務以外の負荷」や、精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題等の「個体側要因」が影響する場合があります。

このため、精神疾患が「公務に起因することが明らかな疾病」として認定されるためには、以下の2つが要件とされています。

- ①対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により「強度の精神的又は肉体的負荷」を受けたことが認められること。
- ②「業務以外の負荷」および「個体側要因」により対象疾病を発症したとは認められないこと

(→ 手引 55 ページ)

7 長時間勤務等の過重労働は、公務災害になりますか。

災害補償制度は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的被害（負傷・疾病・障害・死亡）について補償を行う制度です。

長時間勤務等があった後に、心疾患や脳血管疾患、又は精神疾患を発症した場合に、発症した疾病との間に相当因果関係が認められれば公務災害になります。(問5、問6参照)

長時間勤務そのものの問題については、労働問題、法律問題等に携わる公的機関や専門家等にご相談ください。

8 職場でのいじめやパワハラ等は、公務災害になりますか。

災害補償制度は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的被害（負傷・疾病・障害・死亡）について補償を行う制度です。

職場でのいじめやパワハラ等があった後に、精神疾患を発症した場合に、発症した疾病との間に相当因果関係が認められれば公務災害になります。(問6参照)

いじめやパワハラそのものの問題については、労働問題、法律問題等に携わる公的機関や専門家等にご相談ください。

9 公務災害に認定されたということは、地方公共団体に過失（違法）があったということですか。

災害補償制度は「使用者の無過失責任主義」をとっており、不法行為（故意又は過失）が前提となる損害賠償とは異なるため、使用者である地方公共団体に過失がなくても、公務と相当因果関係があれば「公務上の災害」となって、補償の義務が発生します。

公務災害（公務上の災害）の認定は、補償の対象となるかどうかの認定ですので、地方公共団体の過失の有無を認定しているわけではありません。

10 公務災害と認定されなかったら、仕事上の事故と認められなかったということですか。

公務災害の認定請求に対して、補償の対象となる場合は「公務上の災害」、補償の対象とならない場合は「公務外の災害」と認定して、請求した被災職員等に通知されます。

「公務上」と「公務外」の別は、補償の対象となるかならないか（相当因果関係があるかないか）という意味であって、仕事上の災害かどうかということではありません。

2. 通勤災害

1 通勤途中の事故は、全て通勤災害になるのでしょうか。

通勤そのものは業務ではありませんが、「公務との密接な関連性」があることから、補償の対象になっています。

そのため、途中で用事をした場合（通勤の「中断」）や、寄り道をした場合（経路の「逸脱」）など、公務との関連性が断ち切られた場合は、その後に起こった事故は補償の対象とはなりません。（通勤災害ではありません。）

基本的には、家から職場へまっすぐ向かっている途中、又は、職場から家へまっすぐ帰っている途中の事故が対象になります。

2 いつもと違う道（通勤届と違う道）を通っていて事故にあったらどうなりますか。

普段通る道と違う経路（あるいは通勤届と違う経路）でも、「合理的な経路」と認められる場合は、通勤災害に該当する可能性があります。

合理的な経路からはずれて、寄り道（経路の「逸脱」）をした場合は、公務との関連性がなくなることから、経路を逸脱した後に起こった事故は、原則的には、通勤災害ではなくなります。

なお、経路の「逸脱」が、日用品の購入等、「日常生活上必要な行為」（法施行規則第1条の5）のために行われた必要最小限のものであれば、通常の経路に復帰した後の事故は、通勤災害に該当する可能性があります。

3 普段バスで通勤していますが、自動車通勤していて事故を起こしたらどうなりますか。

普段と違う交通手段であっても、「合理的な経路及び方法」であれば、通勤災害に該当する可能性があります。

4 通勤の途中で用事をしたらどうなりますか。

用事などで、通勤のための移動を「中断」した場合は、公務との関連性がなくなるため、原則的には、その後に発生した事故は通勤災害ではなくなります。

なお、中断が、日用品の購入等の「日常生活上必要な行為」（法施行規則第1条の5）のために行われた必要最小限のものであれば、通勤のための移動を再開した後の事故は、通勤災害に該当する可能性があります。

3. 認定請求

1 仕事中にケガをしたら、必ず公務災害の認定を請求しないといけませんか。

地方公務員災害補償法は、請求主義がとられていますので、基金の補償を受けるかどうか（認定の請求をするかどうか）は被災した職員（又はその遺族）の意思にまかされています。（法第 25 条）

2 公務災害が発生したら、自動的に基金の補償を受けることができますか。
（保険証から切り替わりますか。）

災害補償制度は、請求主義がとられていますので、被災職員（又は遺族）から認定の請求をすることが必要です。（法第 25 条、第 45 条）

請求して認定を受けなければ、基金の補償を受けることはできません。（共済組合員証（保険証）を使うことになります。）

3 ケガ（病気）をしてから大分日数がたちましたが、認定請求できますか。

地方公務員災害補償法では、公務（通勤）災害に該当するかどうかの認定については時効期間が定められていませんが、「補償を受ける権利」の時効は 2 年（障害補償及び遺族補償については 5 年）とされています。（法第 63 条）

例えば、公務（通勤）災害の認定請求が、災害（事故）から 2 年以上経過した後に行われれば、時効期間が経過した分の治療費は支払えないことになります。

4 認定の請求書は基金の窓口に出すのですか。
（職場を経由しないといけませんか。）

認定のためには、災害発生状況についての所属長の事実証明や、任命権者の意見（公務上と考えるか否か）が必要ですので、職場を通して基金に請求書を提出することになります。

5 職場（任命権者）としては、公務災害かどうか判断がつきませんが、どうしたらいいですか。

災害補償制度は職員の請求主義になっており、基金が公務上の災害かどうかを認定するに当たっては任命権者の意見を聴かなければならないとされています。

職員から請求があった以上は、職場として公務上かどうか判断がつかない場合や、公務上ではないと思えるものでも、その旨の意見を付けて基金に認定請求書を送付してください。

6 基金に認定請求したら、すぐ治療費を払ってくれますか。

請求があれば、まず、補償の対象となる公務災害・通勤災害に該当するか否かの判断（認定）をします。

公務（通勤）災害であることの認定がされれば、その後に補償の請求をし、治療費が支払われることとなります。

※認定までの間、治療費の請求を待ってもらうのか、とりあえず全額払っておくのか、あるいは共済組合員証を使うのかは、医療機関の判断にもよりますので、病院と相談してください。

7 請求後どれくらいで認定になりますか。

被災職員の方が、職場に認定請求書を提出した後、職場や任命権者（地方公共団体）でも一定の調査等が行われますので、基金の受付（書類の到着）までにある程度の日数が経過するのが通常です。

基金が認定請求書を受付けた日から認定するまでの日数は、不足している書類の追加提出や、手直し等の日数も含めて、30日以内の認定が63.7%、60日以内の合計が79.2%、90日以内の合計が84.1%となっています。（平成26～30年度平均）

なお、認定請求書が提出されてから認定されるまでの処理にかかる期間の「目安」として、基金本部のホームページで標準処理期間（行政手続法第6条）を、公表しています。（「標準処理期間の設定及び請求に対する審査の迅速化について」）

8 公務災害（通勤災害）の認定を受けたら、その後どうしたらいいですか。

公務災害（通勤災害）の認定は、補償の対象となる災害であるかどうかの認定ですので、治療費等に対して補償を受けるためには、認定後に療養補償等の請求書を提出（基金へ、又は医療機関を通じて）する手続きが必要になります。

補償の手続きについては、認定の通知とあわせてお知らせします。

9 認定のために色々な書類を整えなければならないのはなぜですか。
(組合員証を使えば必要ないのに。)

ケガや病気になった場合は、通常は、医療保険制度（国民健康保険や健康保険、公務員の共済制度等）を利用して、一部負担で治療を受けますが、公務災害（通勤災害）が原因のケガや病気は、医療保険制度の代わりに災害補償制度を利用することができ、その場合は自己負担はありません。

公務災害（通勤災害）の認定請求があった災害については、公務（通勤）と災害との相当因果関係の有無を調べて、災害補償制度の対象となるかどうかを認定しますが、公務員災害補償制度は最終的には税金で賄われているものですので、慎重な認定を行う必要があります、そのために様々な書類の提出をお願いしています。

4. 補償

1 公務災害（通勤災害）の認定を受けたら、医療費以外に慰謝料や見舞金も出ますか。

災害補償制度は、被災職員が被った身体的被害（負傷・疾病・障害・死亡）についての補償を行うもので、物的損害や精神的損害（慰謝料）は、補償の対象になりません。

損害賠償や保険とは異なりますので、基金が行う補償には慰謝料や見舞金はありません。

(※交通事故などで、損害賠償の請求を行う場合は、災害補償の請求とは別に、相手方に直接行うこととなります。)

2 公務災害（通勤災害）の認定を受けたら、どんなケガや病気も治療してくれますか。

公務災害（通勤災害）の認定・補償は、公務（通勤）と相当因果関係があるケガや病気について行われます。

認定請求して認定された傷病（名）以外のケガや病気は、公務災害と関係のない「私病」になりますので、保険証（共済組合員証）を使用して治療を受けることになります。

3 公務災害（通勤災害）と認定されなかったら、治療費は全額自己負担になりますか。

ケガや病気になった場合は、通常は、医療保険制度（国民健康保険や健康保険、公務員の共済制度等）を利用して治療を受けますが、公務災害（通勤災害）が原因のケガや病気は、医療保険制度の代わりに災害補償制度を利用することができます。

公務災害（通勤災害）の認定は、災害補償制度の対象となるかどうかということですので、公務災害（通勤災害）と認定した傷病以外の傷病（いわゆる「私病」）は、保険証（共済組合員証）を使用して、一部の自己負担で治療を受けることになります。

4 公務災害（通勤災害）と認定されたら、健康保険証（共済組合員証）を使うよりも良い治療が受けられますか。

療養補償（治療費等）の対象となる治療等の範囲の考え方は、基本的には社会保険（健保、国保等）と同様です。

災害補償制度の財源は、税金がもとになっていますので、公務災害だからといって、一般の健保、国保等の水準を上回る補償をすることは、国民の理解が得られるものではありません。一方で、広い意味では社会保障制度の一つでもあり（社会保障の代わりでもあり）、逆に水準を低くする根拠もありません。

5 病院が変わったらどうしたらいいですか。

「医療機関の変更届」を提出してください。

なお、医療上の必要性がある、自宅・勤務場所に近く通院に利便性があるなどの合理的な理由がない転医（自己都合による転医）及び重複受診は補償の対象となりません。

6 完全に元通りになるまで治療を受けることができますか。

療養補償（治療費等）の対象は、完治だけではなく、それ以上治療の効果が認められなくなった場合（症状が固定した場合）には、その時点（治ゆ年月日）までが補償の対象となります。

また、「急性症状に限って」公務災害（通勤災害）として認定した傷病については、急性症状が消退し、慢性症状に移行したと認められる時期をもって治ゆとします。

治ゆ（症状固定）した後の対症療法は、共済組合員証（健康保険証）を使用して受診することになります。

なお、治ゆ（症状固定）したときに、障害等級に該当する一定以上の障害が残っていれば、等級に応じて一時金・年金の給付があります。（別途請求が必要です。）

5. 第三者加害事案

- 1 (1) 基金から治療費を払ってもら（補償を受ける）ので、その分は事故の相手方（加害者）に請求しなくてもいいですか。
- (2) 生徒から暴力を受けましたが、生徒（の親）には請求してほしくありません。

交通事故等、被災職員が第三者から危害を加えられた（被害を受けた）事案で、基金が療養補償等の補償を実施した場合には、補償した金額について、被災職員が有する損害賠償請求権を基金が取得することになります。（法第 59 条）

基金は、取得した損害賠償請求権に基づき、事故の相手方（第三者）に請求することになりますので、相手方と示談を行う場合は、「医療費については基金からもらうのでいい」、「自賠償保険の範囲内でいい」等の請求権を放棄するような示談をしないように注意してください。

また、基金が行う補償の財源は国民の税金から来ていますので、基金が損害賠償請求

権を取得した場合に、相手方（第三者）に請求を行わないことはできません。

第三者への請求（求償）は、保険証（共済組合員証）を使用して治療を行った場合にも行われます。

（地方公務員等共済組合法 50 条、国民健康保険法 64 条、健康保険法 57 条）

2 相手（第三者）との間に立って示談を進めてくれませんか。

被災職員に代わって、交通事故等の相手方と示談交渉を行うことは弁護士法に違反することになります。（弁護士法第 72 条）

基金は、地方公共団体に代わって補償の事務を行う組織ですので、職員が、自分の持っている知識の範囲でアドバイスをすることはできますが、それ以上のことはできません。

3 事故の相手方（当事者）をなぜ「第三者」というのですか。

事故の側面から見れば、事故の相手方と被災職員は当事者になります。

一方、補償制度の側面から見れば、補償の当事者は、補償を行う者（基金）と補償を受ける者（被災職員）になりますので、事故の相手方は補償制度上は第三者となります。

6. 審査請求

1 認定結果が公務外（通勤非該当）で納得がいきません。

認定結果の通知を受け取ってから 3 か月以内に、高知県支部審査会（事務局は高知県総務部法務課にあります）に審査請求することができます。（法第 51 条）

2 審査請求などせずに、すぐに裁判をしたいのですが。

公務外の認定などに対する「処分の取消しの訴え」は、審査請求の結果（裁決）が出た後でなければできないようになっています。（審査請求前置主義、法第 56 条）

7. その他

1 公務（通勤）災害で仕事を休んだ場合の休暇はどうなりますか。

休暇制度と公務災害補償制度は別のもので、基金が休暇を決定しているわけではありません。

休暇や休業の取り扱いについては、お勤めの地方公共団体にお尋ねください。

2 公務災害が発生した地方公共団体には、どのような指導をしているのですか。

地方公務員災害補償基金は、「地方公共団体等に代わって補償を行う」ための法人です。

（法第 1 条）

公務災害が発生した場合に、施設や業務に原因等があれば、地方公共団体が自ら改善する必要があります。（労働基準監督署とは異なり、基金には事業所を指導監督する権限はありません。）

3 非常勤の職員（会計年度任用職員）は補償の対象になりますか。

法（地方公務員災害補償法）に基づく公務災害補償は、常勤の職員が対象ですので、会計年度任用職員等の非常勤の職員は基金の補償の対象にはなりませんが、地方公共団体は、法の対象とならない（非常勤の）職員に対する補償の制度を、条例で定めなければならないことになっていますので、労災の対象とならない職場の非常勤の職員は、条例に基づく公務災害補償の対象となります。（法第 69 条）

なお、常勤職員と同じ時間勤務する会計年度任用職員については、18 日以上勤務した月が 12 か月を超える等、令第 1 条職員（勤務形態が常勤に準ずる職員）の要件を満たせば、「常勤的非常勤職員」として法に基づく補償の対象となります。（施行令第 1 条第

1 項第 2 号)